

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 23 日

熊谷市長 〵、 城 哲 也

条例第 3 1 号

(別紙)

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め、同条第1号中「第173条の4第1号第1号」を「第173条の5第1号第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。